

銃砲刀剣類の発見届等の事務取扱要領の制定について

昭和56年11月16日

例規

神保発第644号

各所属長あて

本部長

(概 要)

この事務処理要領は、銃砲刀剣類所持等取締法第23条の規定に基づく銃砲又は刀剣類の発見届に係る事務手続きに関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容

第1 目 的

第2 発見届を受理した警察署長の措置

- 1 発見届受理時の調査等
- 2 届出済証等の交付
- 3 本部主管課長に対する登録希望者通知書の送付

第3 本部主管課長の措置

第4 登録通知後における措置

- 1 本部主管課長の措置
- 2 警察署長の措置

第5 拾得により所有権を取得した場合の措置

第6 輸入等に係る登録通知を受けた場合の措置

第7 登録を受けた銃砲刀剣類の所有権変更の通知を受けた場合の措置

第8 発見届等の事務取扱上の留意事項

第9 関係簿冊の整備及び保存期間